

青森県報

号外第四十九号

令和三年
五月三十一日
(月曜日)

目次

公安委員会

- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… (情報管理課) ……
- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条による告示…………… (同) ……

公安委員会

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、

その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、法令等(法律及び法律に基づく命令又は県の条例若しくは他の規則をいう。以下同じ。)に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下「国家公安委員会規則」という。)及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、法令等(法律及び法律に基づく命令又は県の条例若しくは他の規則をいう。以下同じ。)に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> |

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「一〇三 略」

四 電子情報処理組織 公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と正常に通信できる機能を備えたものとする。）とを電気通信回線で接続したものをいう。

（電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の告示）

第三条 公安委員会は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項又は條例第三條第一項の規定により、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものを定めたときは、これを告示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四條 前條の告示に係る申請等を電子情報処理組織を使用して行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、次に掲げる事項を、当該

「一〇三 同上」
「号を加える。」

（電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の告示）

第三条 公安委員会は、国家公安委員会規則第五條第一項及び條例第三條第一項の規定により、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができるものを定めたときは、これを告示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四條 前條の告示に係る申請等を電子情報処理組織を使用して行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、次に掲げる事項を、当該

電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して行わなければならない。ただし、当該電子申請等を行う者は、第二号及び第三号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することができる。

「一〇三 略」

「項を削る。」

2 前項の規定により電子申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信するものとする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二條の第二項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場

電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。ただし、当該電子申請等を行う者は、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することができる。

「一〇三 同上」

2 前項に規定する入力は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続の際に公安委員会等からプログラムを付与された場合に、これを正常に稼働させられる機能を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

3 第一項の規定により電子申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信するものとする。ただし、公安委員会の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二條の第二項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

【二 略】

3|| 三 前二号に掲げるもののほか、警察本部長が別に定める電子証明書公安委員会等は、電子申請等を行う者が第一項第二号又は第三号に掲げる事項を入力し、又は送信する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について定められた法令等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力し、又は送信することを要しないものとすることができる。

一 電子申請等を行う者に係る前項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

二 電子申請等を行う者に係る前項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

三 電子申請等を行う者に係る前項第三号に掲げる電子証明書を送信

【二 同上】

4|| 三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める電子証明書公安委員会等は、電子申請等を行う者が第一項第二号又は第三号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について定められた法令等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。

一 電子申請等を行う者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

二 電子申請等を行う者に係る第三項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

三 電子申請等を行う者に係る第三項第三号に掲げる電子証明書で

するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

【四 略】

4|| 書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第一項の入力又は送信を行うときは、警察本部長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5|| 法令等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)を行う者が、第一項の入力又は送信を行ったときは、同項の規定により入力し、又は送信された事項に係る書面等は、当該申請等に係る必要な数が提出されたものとみなす。

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうち電子

あつて、公安委員会等が別に定めるものを送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書又は住民票の写しであつて、当該申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

【四 同上】

5|| 書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、警察本部長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

6|| 法令等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)を行う者が、第一項の入力を行ったときは、同項の規定により入力された事項に係る書面等は、当該申請等に係る必要な数が提出されたものとみなす。

〔条を加える。〕

情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

三 前二号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

第六条 [略]

第五条 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第六十五号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおり告示する。

令和三年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

| 法 令 等 の 名 称 | 条 項 | 使用を開始する日 |
|---------------------|-----------------------|----------|
| 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号） | 第七十八条第一項、同条第四項及び同条第五項 | 令和三年六月一日 |
| 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号） | 第十六条第二項及び同条第三項 | |

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円